

要領第 29 号

理事長決定

平成 22 年 1 月 1 日制定・施行

平成 24 年 1 月 10 日改正・施行

平成 24 年 6 月 8 日改正・施行

平成 24 年 7 月 23 日改正・施行

平成 25 年 3 月 8 日改正・施行

## 個人情報保護管理事務取扱要領

### 1 目的

この要領は、日本年金機構個人情報保護管理規程（規程第 13 号。以下「規程」という）に基づき、個人情報（役職員に係る個人情報は除く。）の適切な管理、個人情報の滅失、き損、漏えい等の防止を目的とする。

### 2 アクセス制限（規程第 16 条関係）

アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的によるアクセス（紙媒体に収録されている個人情報の閲覧を含む。）は禁止されているところであるが、氏名索引等の照会処理について、業務目的に沿って実施されていることを点検確認するため、保有個人情報へのアクセスに対する監視体制を次のとおりとする。

#### （1）日々の監視体制

- ① 規程第 9 条に定める統括個人情報保護管理責任者（以下「統括個人情報保護管理責任者」という。）は、規程第 10 条に定める個人情報保護管理責任者（以下「個人情報保護管理責任者」という。）から業務目的外で行われた氏名索引処理の報告を受けた場合には、規程第 27 条及び第 28 条に基づき原因の分析及び再発防止策の策定等、必要な措置を講ずる。

#### ② 氏名索引処理結果の点検・確認

氏名索引等の照会処理について、個人情報の閲覧が業務目的に沿って行われていることを確認するため、氏名索引処理結果リストを出力する。

システム運用責任者は、オンライン開始後速やかに前日分の

当該リストを出力した上で、業務担当課長等に配付することとし、業務担当課長等は氏名索引照会の処理結果を氏名索引照会票等（年金相談受付票の写、画面ハードコピーに照会理由を記載したもの、照会を行った対象者の一覧等、照会理由の分かるものでも可）と突合せをすることにより点検・確認を行う。

③ 総括個人情報保護管理責任者への報告

ア 業務担当課長は、②の突合の結果、当該氏名索引処理が業務目的外で行われた処理であることを確認した場合には個人情報保護管理責任者に速やかに報告する。

イ 個人情報保護管理責任者はアの報告を受けた場合には、統括個人情報保護管理責任者に速やかに報告する。

（２）日本年金機構本部における定期（四半期毎）又は随時の監視体制

① 統括個人情報保護管理責任者は、個人情報保護管理責任者から業務目的外で行われた処理の報告を受けた場合には、規程第２７条及び第２８条に基づき原因の分析及び再発防止策の策定等、必要な措置を講ずる。

② オンラインジャーナル検索結果一覧表の作成

日本年金機構リスクコンプライアンス部コンプライアンスグループ（以下「コンプライアンスＧ」という。）は、保有している個人情報へのアクセス記録を一定の条件のもとに、定期に又は随時に検索を行うとともにオンラインジャーナル検索結果一覧表を作成し、個人情報保護管理責任者に送付する。

③ オンラインジャーナル検索結果一覧表に基づく調査

個人情報保護管理責任者は、日本年金機構本部から送付された「オンラインジャーナル検索結果一覧表」と照会票等の突合及び職員からの聴取等により、当該処理が業務目的に沿った処理であったかどうか調査する。

④ 統括個人情報保護管理責任者への報告

個人情報保護管理責任者は、③の調査の結果、当該処理が業務目的外処理であることを確認した場合には、コンプライアン

ス問題事案対応要領に基づき、把握してから24時間以内に、コンプライアンスGに報告する。

### 3 複製等の制限(規程第17条関係)

(1) 「個人情報の複製(複写、印刷、撮影等)」(以下「個人情報の複製」という。)、送信(メール、メールの添付ファイル、ファックス等)、送付(郵送等)及び外部への持ち出し等の行為は、原則として禁止されている。

(2) 「個人情報の複製」及び「媒体の外部への持ち出し」の行為を業務上で行う場合には、必要に応じて個人情報保護管理責任者の指示を求めることとされているが、日常における次の業務については、当該指示は包括的な指示で足りるものであり、個々の指示は不要であるので取扱いに留意する。

また、当該業務終了後に不要となった複製された個人情報については、物理的に復元又は判読等が不可能な方法により廃棄する。

- ① 被保険者、年金受給者等からの照会(来訪相談、電話相談、文書相談)対応業務
- ② 被保険者、年金受給者からの申請書等にかかる審査業務
- ③ 被保険者の資格記録調査、補正の業務
- ④ 国民年金未納保険料の徴収業務(納付相談を含む)
- ⑤ 国民年金推進員が行う保険料の納付督促及び収納等(金銭登録機の記憶媒体に収録した個人情報を含む)
- ⑥ 適用事業所の滞納処分業務
- ⑦ 年金事務所の調査担当者が行う適用事業所等の調査業務

### 4 媒体の管理等(規程第19条関係)

国民年金保険料の徴収業務における取扱いについては、規程第19条各項で定めるもののほか、特に次の事項にも留意し、適切に取扱うものとする。

(1) 媒体の外部への持ち出し状況の管理について

国民年金保険料の徴収業務(納付相談を含む)を担当する職員等の媒体の外部への持ち出し及びその返還の状況の管理については、国民年金担当課長等の管理者が行うこととし、当該管理者は、媒体の持ち出しに関する指示を含め、その適切な管理を行う。

(2) 具体的な管理方法について

年金事務所の国民年金担当課長等は職員等の戸別訪問等の計画を作成したときは、戸別訪問等の担当者別に、媒体の交付年月日、被保険者氏名、返還年月日等を別添1の例により作成した管理簿に記録し管理する。また、戸別訪問等が終了し職員等から結果報告を受けたときは、交付した媒体が返還されたことを確認する。

なお、管理簿の記録に代えて、戸別訪問用対象者一覧表等の帳票を活用し、当該帳票の余白に媒体の交付状況等を記録し管理することでも差し支えない。

5 個人情報の取扱状況の記録（規程第21条関係）

規程中、台帳等により記録することとされている場合における台帳等の整備にあたっては、処理年月日、対象の個人情報の名称（内容）、保管方法、廃棄方法、アクセスした者の氏名・目的、照会機関の名称・目的・提供年月日等の必要事項を記載する。

6 個人情報の提供（規程第23条関係）

(1) 個人情報の外部への提供は禁止されているが、法律の規定に基づく提供、又は日本年金機構法（平成19年法律第109号）第38条第5項の各号のいずれかに該当する場合に限り提供できる。個人情報を提供する場合は次の事項に留意して行う。

① 年金事務所における個人情報の提供可能区域

年金事務所においては、次の者に係る個人情報の提供を行うものとする。

なお、年金相談に係る個人情報の提供については、「年金相談業務処理要領」により行う。

ア 厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌健康保険（適用）にあつては、当該年金事務所の所管区域内に所在する事業所に係る被保険者（被保険者であつた者を含む。）及び所管区域内に住所を有する受給権者

イ 国民年金にあつては、当該年金事務所の所管区域内に住所を有する被保険者（被保険者であつた者を含む。）及び受給権者

② 個人情報の提供

ア 照会方法及び回答方法

原則として、公文書(公的機関以外からの照会の場合には照会機関の責任者又は照会者が署名捺印した文書)による照会に関し、年金事務所長名の公文書により必要最小限の範囲内で個人情報を提供する。

イ 規程第23条第1項第1号に規定する「法律の規定に基づき、提供しなければならない場合」とは、法律の規定により個人情報の提供が義務付けられる場合(義務を課すものと解される場合を含む。)、又は個人情報の提供の確保が図られている場合をいうものであり、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2第2項に基づく照会のように単に当該照会について法律上の根拠があるという場合は含まれない。

ウ 厚生年金基金からの資格記録照会については、昭和42年6月29日年企発第45号厚生省年金局企画課長通知及び昭和54年3月3日年企発第11号厚生省年金局企画課長通知により、昭和54年4月から厚生年金基金連合会を通じて社会保険庁に照会することとされているため、当該照会が年金事務所等になされた場合は、上記通知による方法に従うよう指導されたい。

エ 個人情報の提供にあたって疑問点が生じた場合には、速やかに情報管理Gへ照会する。

(2) 個人情報の外部への提供について

① 国民年金基金からの照会

国民年金第1号被保険者等が国民年金基金への加入申出等を行った場合、当該国民年金基金が行う加入要件や掛金の算定等の審査において、確認が必要となる最小限の個人情報の照会が行われた場合は、各国民年金基金理事長からの照会文書において、申請者等からの本人同意がある旨及び必要とする理由を確認のうえ、必要な範囲内で個人情報を提供する。

なお、必要に応じて、本人同意が確認できる書類の提出を求めることができる。

② 厚生年金基金からの照会

ア 事業所編入等の事前審査に伴う事業所情報の照会

事業所編入等の事前の審査に必要な事業所情報の照会が

あった場合については、当該事業主の同意がなければ提供できないものであるため、厚生年金基金理事長等からの照会文書において、当該事業主の同意がある旨を確認のうえ、必要な範囲内で事業所情報を提供する。

イ 厚生年金基金の解散等に伴う被保険者記録照会

厚生年金基金の解散等における厚生年金基金の加入員記録と日本年金機構に所在する厚生年金保険被保険者記録との記録の整合性の確認については、現在、日本年金機構本部から企業年金連合会を通じた情報提供により、各厚生年金基金において実施され、整合性がとれない加入員記録及び被保険者記録については、平成14年2月22日年企発第0222001号厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知により、地方厚生局から年金事務所あてに記録の調査依頼が行われている。

この記録の調査依頼は、厚生年金基金の解散等に伴って、国の代行部分を厚生年金基金連合会に移管する際の必要な事務であり、厚生年金保険事業を適正に運営するための事務であることから、地方厚生局長の依頼文書の内容を確認したうえで、必要な範囲内で個人情報等を提供する。

ウ 厚生年金基金の設立及び設立事業所の増加に伴う被保険者記録照会

厚生年金基金が設立されたとき及び設立事業所が増加したときにおける当該設立事業所に使用される被保険者に係る資格記録等については、昭和42年3月28日年企発第20号厚生省年金局企画課長通知により、設立事業所を管轄する年金事務所が管理している当該被保険者の資格記録等と突合し確認することとされている。

この確認は、厚生年金基金の設立及び設立事業所として、厚生労働大臣が認可した後において、厚生年金基金に対し、国の代行部分が移管される際の必要な事務であり、厚生年金保険事業を適正に運営するための事務であることから、地方厚生局長に依頼文書の内容を確認したうえで、必要な範囲内で個人情報等を提供する。

なお、厚生年金保険被保険者記録等と厚生年金基金の加入員記録との確認事務は、相手方を確認のうえ、年金事務所内において閲覧により行う。

- ③ その他関係行政機関等への個人情報の提供に関しては、別添2「日本年金機構個人情報提供ガイドライン」によるものとする。

## 7 教育研修(規程第31条関係)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び規程等を遵守し、個人情報を適切に取扱い、個人情報の正確性、安全性が確保されるよう、職員に対し、個人情報の保護及び管理に関する意識の高揚を図るための教育研修を継続的に実施する。

### (1) 研修実施方法

個人情報保護管理責任者が職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報保護に関する意識の高揚を図るため、研修資料等を活用し、職員に対する個人情報保護研修を実施する。

### (2) 実施対象者

全ての役職員とする。

### (3) 実施時期

原則、毎年度第1四半期中に実施するものとする。

なお、病気休暇、育児休暇等により受講することができない職員については復帰後、速やかに実施するものとする。

ただし、新たに採用された職員については採用後速やかに実施しなければならない。その際、窓口装置を操作する職員については、業務目的外閲覧の禁止を特に厳重に伝えること。

### (4) 研修実績報告

個人情報保護管理責任者は、研修の実施にかかる実績報告を情報管理Gに提出する。

なお、報告に当たっては、別添3を参照し、所定の様式により行うものとし、第1四半期にあつては7月末日、第2四半期にあつては10月末日、第3四半期にあつては翌年1月末日、第4四半期にあつては翌年4月末日までに提出する。

(5) その他

個人情報を取扱う受託事業者（労働者派遣事業者を含む。）については、委託契約後、速やかに日本年金機構の個人情報の保護に関する研修を実施する旨の指導を行うとともに、実施結果について報告を求めること。

なお、窓口装置を操作する受託業務従事者については、業務目的外閲覧の禁止を特に厳重に指導すること。

8 改廃

この要領の改廃については、理事長が決定する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。



(参考様式)

(〇〇年金事務所)

[illegible]

## 日本年金機構個人情報提供ガイドライン

### 1 はじめに

年金個人情報の外部への提供については、日本年金機構法第38条の規定及び個人情報保護管理規程に基づき実施することとなる。

国の保有する年金個人情報を機構が情報提供することとなるため、情報提供権限を有する国の「権限の行使」が必要となるところであるが、個人情報の提供については、それ自体個人の権利・義務を確定する行政処分ではないこと、また、情報提供事務の実態として、定期的・定型的に提供するものが大部分を占めること等から、事前かつ個別に国の権限の行使（決裁）を行うのではなく、予め、提供事務に係るガイドライン（手続、提供範囲等）を定めることにより、提供事務の円滑かつ適正な運用を行うものである。

### 2 個人情報の提供に係るガイドライン

#### （1）日本年金機構から外部へ情報提供することについて

日本年金機構法第38条第4項及び第5項に規定する場合に限り、年金個人情報を外部へ提供できるものである。（事業所情報等の年金個人情報ではないが、個人情報保護管理規程において準用するものの提供先についても本ガイドラインの別表の範囲内で提供できるものである。）

- ① 社会保険オンラインシステムにより提供の仕組みが構築されているなど情報提供する内容が事前に決まっているものについては、本ガイドライン別表1により根拠法令、情報提供先、使用目的等を列挙し、その範囲内で行う情報提供については個別の権限の行使は不要とする。
- ② 本ガイドライン別表2により、根拠法令、提供先等を定め、その範囲内で行う情報提供については、情報提供した件数を日本年金機構本部へ報告することとし、国の権限の行使は不要とする。
- ③ 本人の同意があるものについては、国の権限の行使を不要とする。  
なお、情報提供した件数を②と同様、日本年金機構本部へ報告する。

(2) 個人情報提供に係る事務について

① 上記(1)の①に係る事務について

主に日本年金機構本部が社会保険オンラインシステムにより、提供先との覚書等に基づき提供するものであり、その提供先、根拠法令等は本ガイドライン別表1に掲げるものに限る。

② 上記(1)の②に係る事務について

主に年金事務所が、本ガイドライン別表2に掲げる提供先に対し、必要最低限の範囲内で個人情報の提供を行うものである。

なお、提供した件数を根拠法令別に四半期単位で日本年金機構本部へ報告するものとする。

③ 上記(1)の③に係る事務について

②同様、提供した件数を四半期単位で根拠法令別に日本年金機構本部へ報告するものとする。

日本年金機構個人情報ガイドライン別表1

| 提供先            | 提供データ事項                           | 使用業務（根拠法令）                                                                                                   | 使用目的                                                                                                                                          | 基礎年金番号の<br>提供の有無 | 担当部局 | 機構法第38<br>条第5項各号<br>での分類 |   |
|----------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------|--------------------------|---|
| 市町村（特別区を含む）    | 国民年金の被保険者の資格に関する事項                | 住民基本台帳の作成（住民基本台帳法（以下「法」という。）第7条、住民基本台帳法施行令（以下「令」という。）第5条）、住民基本台帳法上の届出に関する事務（法第22条、第29条、令第23条、第24条の4、第28条）    | ・住民基本台帳の記載事項の確認<br>・転出証明書情報の確認<br>・住民基本台帳法上の届出の附記事項の確認                                                                                        | ○                | 総務省  | 三号                       | イ |
| 企業年金連合会、厚生年金基金 | 厚生年金保険の被保険者記録（年金分割に関する事項）         | 厚生年金保険法第133条の3及び第163条の4、厚生年金基金規則第74条の2                                                                       | 基金の加入員、加入員であった者及び受給者の標準報酬月額の設定<br><br>中途脱退者、解散基金加入員及び受給者の標準報酬月額の設定                                                                            | ○                | 年金局  | 三号                       | イ |
| 企業年金連合会        | 老齢厚生年金等の受給権者記録                    | 基金の受給者に係る代行給付及び代行給付の支給停止業務<br>〔厚生年金保険法第133条の2〕<br><br>中途脱退者及び解散基金加入員に係る代行給付及び代行給付の支給停止業務<br>〔厚生年金保険法第163条の2〕 | 基金の受給者の在職等による老齢厚生年金の確認<br><br>中途脱退者及び解散基金加入員の在職等による老齢厚生年金の確認                                                                                  | ○                | 年金局  | 三号                       | イ |
|                | 厚生年金保険の被保険者資格記録及び新規裁定者に係る年金受給者記録  | 政府負担金の算出業務<br>〔厚生年金保険法61年改正法附則第84条〕                                                                          | 厚生年金基金が政府負担金を受けるための被保険者資格記録の確認                                                                                                                | ○                | 年金局  | 三号                       | イ |
|                | 厚生年金保険の被保険者資格記録及び新規裁定者に係る年金受給権者記録 | 企業年金連合会が行う業務<br>〔厚生年金保険法第159条〕<br>〔厚生年金保険法60年改正法附則第85条〕                                                      | ・中途脱退者への年金給付の支給に必要な記録確認<br>・年金相談<br>・企業年金連合会が政府負担金を受けるための被保険者記録の確認<br>・企業年金連合会が行う責任準備金の算出に係る解散基金加入員の記録の整備<br>・解散基金加入員に係る裁定請求書の送付及び代行年金の受給権の確認 | ○                | 年金局  | 三号                       | イ |
|                | 厚生年金保険の被保険者記録（養育特例に関する事項）         | 厚生年金保険法第26条による被保険者等の標準報酬月額の特例（養育特例）の申出を行った厚生年金基金加入員に関する業務                                                    | 基金加入員であった者の養育特例期間に係る年金額の算定及び資格記録の確認のため                                                                                                        | ○                | 年金局  | 三号                       | イ |

| 提供先          | 提供データ事項                     | 使用業務（根拠法令）                                                                                                                                                                                                                                                                              | 使用目的                                                                                                                                                                                                                                                | 基礎年金番号の提供の有無 | 担当部局 | 機構法第38条第5項各号での分類 |   |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|------------------|---|
| 企業年金連合会      | 住所情報、新規裁定者情報、厚生年金保険被保険者記録情報 | 基金の加入員、加入員であった者及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供<br>基金の加入員、加入員であった者に対する裁定請求の勧奨<br>基金の加入員、加入員であった者及び受給者の加入員原簿との突合せ<br>【厚生年金保険法第130条】<br>中途脱退者、解散基金加入員及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供<br>中途脱退者及び解散基金加入員に対する裁定請求の勧奨<br>中途脱退者、解散基金加入員及び受給者の加入員原簿との突合せ<br>【厚生年金保険法第159条】<br>確定給付企業年金の加入者であった者に対する裁定請求の勧奨 | 基金の加入員、加入員であった者及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供<br>基金の加入員、加入員であった者に対する裁定請求の勧奨<br>基金の加入員、加入員であった者及び受給者の加入員原簿との突合せ<br>中途脱退者、解散基金加入員及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供<br>中途脱退者及び解散基金加入員に対する裁定請求の勧奨<br>中途脱退者、解散基金加入員及び受給者の加入員原簿との突合せ<br>確定給付企業年金の加入者であった者に対する裁定請求の勧奨 | ○            | 年金局  | 三号               | イ |
| 国民年金基金連合会    | 国民年金被保険者記録                  | 国民年金基金加入者の記録の収集及び国民年金基金掛金の徴収に関する事務等<br>【国民年金法第127条】                                                                                                                                                                                                                                     | 国民年金基金加入・喪失記録の有無の確認                                                                                                                                                                                                                                 | ○            | 年金局  | 三号               | イ |
|              |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 国民年金基金加入資格の有無の確認及び国民年金保険料未納者の把握                                                                                                                                                                                                                     | ○            | 年金局  | 三号               | イ |
|              |                             | 国民年金基金受給権者の現況確認の調査<br>【国民年金法第137条の15】                                                                                                                                                                                                                                                   | 国民年金基金受給権者の生存確認の調査                                                                                                                                                                                                                                  | ○            | 年金局  | 三号               | イ |
|              | 住所情報及び新規裁定者情報               | 基金の加入員、加入員であった者及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供<br>基金の加入員であった者に対する裁定請求の勧奨<br>【国民年金法第137条の15】<br>加入者であった者に対する、個人型年金への資産移管手続き及び裁定請求の勧奨                                                                                                                                                          | 基金の加入員、加入員であった者及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供<br>基金の加入員であった者に対する裁定請求の勧奨<br>加入者であった者に対する、個人型年金への資産移管手続き及び裁定請求の勧奨                                                                                                                                         | ○            | 年金局  | 三号               | イ |
| 旧三公社(JR)     | 年金支給内容に関する事項                | 旧三公社における特例年金支給等調整事務<br>【厚生年金保険法附則第33条】                                                                                                                                                                                                                                                  | 旧三公社における特例年金支給等調整のため                                                                                                                                                                                                                                | ○            | 国交省  | 三号               | イ |
| 旧三公社(JT)     | 年金支給内容に関する事項                | 旧三公社における特例年金支給等調整事務<br>【厚生年金保険法附則第33条】                                                                                                                                                                                                                                                  | 旧三公社における特例年金支給等調整のため                                                                                                                                                                                                                                | ○            | 財務省  | 三号               | イ |
| 旧三公社(NTT)    | 年金支給内容に関する事項                | 旧三公社における特例年金支給等調整事務<br>【厚生年金保険法附則第33条】                                                                                                                                                                                                                                                  | 旧三公社における特例年金支給等調整のため                                                                                                                                                                                                                                | ○            | 財務省  | 三号               | イ |
| 地方公務員共済組合連合会 | 国民年金の年金受給者記録                | 国民年金法施行令第15条第1項<br>国民年金法施行規則第92条<br>（共済払いの基礎年金の支払に関する事務）                                                                                                                                                                                                                                | 同左                                                                                                                                                                                                                                                  | ○            | 総務省  | 三号               | イ |

| 提供先                                                    | 提供データ事項                                                   | 使用業務（根拠法令）                                                                                                           | 使用目的                                                                | 基礎年金番号の提供の有無 | 担当部局 | 根拠法第38条第5項各号での分類 |   |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------|------|------------------|---|
| 全国健康保険協会                                               | 健保協会の業務の実施に必要なものに関する事項                                    | 健保法第51条の2及び健保法施行規則第2条の6第1号～第6号                                                                                       | 同左                                                                  | ○            | 保険局  | 三号               | ロ |
| 厚労省保険局国民健康保険課<br>→ 国民健康保険中央会<br>→ 国民健康保険団体連合会<br>→ 市町村 | 厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者記録                                     | 退職者医療制度に係る事務<br>〔国民健康保険法附則第6条、第20条、国民健康保険法施行規則附則第5条〕                                                                 | 退職者医療制度を実施する市町村において、該当者を確認するため                                      | ○            | 保険局  | 三号               | ハ |
| 国家公務員共済組合連合会                                           | 年金の一部支給停止に関する事項                                           | 平成12年法律第21号による国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年4月からの厚生年金保険の被保険者等である間の退職・障害を支給事由とする年金給付の支給の停止に係る毎月の標準報酬月額及び標準報酬賞与額等の確認のため）  | 厚生年金保険の被保険者である間の退職・障害を支給事由とする年金給付の支給の停止に係る毎月の標準報酬月額及び標準報酬賞与額等の確認のため | ○            | 財務省  | 三号               | 二 |
|                                                        | 年金支給内容に関する事項                                              | 遺族年金受給にかかる年金併給調整事務〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条〕                                                                            | 遺族年金受給にかかる年金併給調整のため                                                 | ○            | 財務省  | 三号               | 二 |
|                                                        | 年金支給内容に関する事項                                              | 併給調整対象年金調査、加給金調整調査〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条〕                                                                            | 併給調整対象年金調査、加給金調整調査のため                                               | ○            | 財務省  | 三号               | 二 |
|                                                        | 基礎年金番号に関する事項                                              | 社会保険庁で管理している基礎年金番号との相関性調査                                                                                            | 社会保険庁で管理している基礎年金番号との相関性調査のため                                        | ○            | 財務省  | 三号               | 二 |
|                                                        | 年金支給内容に関する事項                                              | 三共済差額年金を受給している者における消費者物価指数等の変動による年金額改定処理後の情報提供                                                                       | 三共済差額年金を受給している者における消費者物価指数等の変動による年金額改定処理後の情報提供のため                   | ○            | 財務省  | 三号               | 二 |
|                                                        | 失業保険等の受給状態に関する事項                                          | 雇用保険受給による年金併給調整事務〔国家公務員共済組合法附則第12条の8の2〕                                                                              | 雇用保険受給による年金併給調整のため                                                  | ○            | 財務省  | 三号               | 二 |
|                                                        | 共済組合員にかかる異動情報                                             | 国家公務員等共済組合法第114条の2                                                                                                   | 同左                                                                  | ○            | 財務省  | 三号               | 二 |
| 地方公務員共済組合連合会                                           | 年金の一部支給停止に関する事項                                           | 平成12年法律第22号による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年4月からの厚生年金保険の被保険者等である間の退職・障害を支給事由とする年金給付の支給の停止に係る毎月の標準報酬月額及び標準報酬賞与額等の確認のため） | 厚生年金保険の被保険者である間の退職・障害を支給事由とする年金給付の支給の停止に係る毎月の標準報酬月額及び標準報酬賞与額等の確認のため | ○            | 総務省  | 三号               | 二 |
|                                                        | 年金支給内容に関する事項                                              | 遺族年金受給にかかる年金併給調整事務〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条〕                                                                            | 遺族年金受給にかかる年金併給調整のため                                                 | ○            | 総務省  | 三号               | 二 |
|                                                        | 年金支給内容に関する事項                                              | 併給調整対象年金調査、加給金調整調査〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条〕                                                                            | 併給調整対象年金調査、加給金調整調査のため                                               | ○            | 総務省  | 三号               | 二 |
|                                                        | 住民基本台帳法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供を受けることができない基礎年金の受給権者に関する事項 | 基礎年金受給権者の現況確認の調査                                                                                                     | 基礎年金受給権者の生存確認の調査                                                    | ○            | 総務省  | 三号               | 二 |

| 提供先                 | 提供データ事項                                   | 使用業務（根拠法令）                                                                                                                       | 使用目的                                                               | 基礎年金等の提供の有無 | 担当部局       | 機構法第38条第5項各号での分類 |   |
|---------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------|------------|------------------|---|
| 地方公務員共済組合連合会        | 失業保険等の受給状態に関する事項                          | 雇用保険受給による年金併給調整事務<br>〔地方公務員等共済組合法附則第26条の2〕                                                                                       | 雇用保険受給による年金併給調整のため                                                 | ○           | 総務省        | 三号               | 二 |
|                     | 共済組合員にかかる異動情報                             | 地方公務員等共済組合法第144条の25の2                                                                                                            | 同左                                                                 | ○           | 総務省        | 三号               | 二 |
| 日本私立学校振興・共済事業団      | 年金の一部支給停止に関する事項                           | 私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第80条・第87条の2、昭和60年法律第105号による国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律第45条                                             | 厚生年金保険の被保険者等である間の退職・障害を支給事由とする年金給付の支給の停止に係る毎月の標準報酬月額及び標準賞与額等の確認のため | ○           | 文科省        | 三号               | 二 |
|                     | 年金支給内容に関する事項                              | 遺族年金にかかる年金併給調整事務<br>〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条〕<br>私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第93条の4                                            | 遺族年金にかかる年金額の決定又は支給額の決定等のため                                         | ○           | 文科省        | 三号               | 二 |
|                     | 年金支給内容に関する事項                              | 併給調整対象年金調査、加給金調整調査<br>〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条〕<br>私立学校教職員共済法第47条の2、私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第74条・第79条、国民年金法第3条・第108条・附則第8条 | 併給調整対象年金調査、加給金調整調査のため                                              | ○           | 文科省        | 三号               | 二 |
|                     | 雇用保険法による基本手当等の受給状態に関する事項                  | 雇用保険法による基本手当等の受給による年金併給調整事務<br>〔私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第114条の2〕                                                         | 雇用保険受給による年金併給調整のため                                                 | ○           | 文科省        | 三号               | 二 |
|                     | 共済組合員にかかる異動情報                             | 私立学校教職員共済組合法第47条の2、国民年金法第3条・第108条・附則第8条                                                                                          | 同左                                                                 | ○           | 文科省        | 三号               | 二 |
| 厚労省労働基準局<br>労働基準監督署 | 労災年金と併給調整の対象となる厚生年金保険等の年金受給者記録            | 労働者災害補償保険法第15条、第16条の3、第18条等                                                                                                      | 労災年金と公的年金各法との制度間の併給調整を確認・決定するため                                    | ○           | 基準局        | 三号               | ホ |
| 市町村（特別区を含む）         | 特別徴収対象者一覧等                                | 介護保険法第134条、高齢者の医療の確保に関する法律第110条、国民健康保険法第76条の4の規定による通知                                                                            | 同左                                                                 | ○           | 老健局        | 三号               | ハ |
|                     | 介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料の年金からの特別徴収に関する事項 | 介護保険法第134条、高齢者の医療の確保に関する法律第110条の規定において準用する介護保険法第134条、国民健康保険法第76条の4の規定において準用する介護保険法第134条                                          | 同左                                                                 | ○           | 老健局<br>保険局 | 三号               | ハ |

| 提供先                            | 提供データ事項                                            | 使用業務（根拠法令）                                                                              | 使用目的                                                                                                                          | 基礎年金番号の提供の有無 | 担当部局       | 機構法第38条第5項各号での分類 |   |
|--------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------|------------------|---|
| 社団法人国民健康保険中央会                  | 介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料の年金からの特別徴収に関する事項          | 介護保険法第134条、高齢者の医療の確保に関する法律第110条の規定において準用する介護保険法第134条、国民健康保険法第76条の4の規定において準用する介護保険法第134条 | 同左                                                                                                                            | ○            | 老健局<br>保険局 | 三号               | へ |
| 社団法人地方税電子化協議会                  | 個人住民税の年金からの特別徴収に関する事項                              | 地方税法第321条の7の3<br>地方税法施行規則第9条の8                                                          | 同左                                                                                                                            | ○            | 総務省        | 三号               | へ |
| 国民健康保険団体連合会                    | 介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料の年金からの特別徴収に関する事項          | 介護保険法第134条、高齢者の医療の確保に関する法律第110条の規定において準用する介護保険法第134条、国民健康保険法第76条の4の規定において準用する介護保険法第134条 | 同左                                                                                                                            | ○            | 保険局        | 三号               | へ |
| 年金記録確認第三者委員会、年金記録問題検証委員会事務局    | 年金記録確認第三者委員会及び年金記録問題検証委員会の調査に係る個人情報                | 年金記録に係る苦情のあっせんに関する調査等を行うため<br>【年金記録確認第三者委員会令第7条】                                        | 年金記録確認第三者委員会及び年金記録問題検証委員会の調査                                                                                                  | ○            | 総務省        | 三号               | ト |
| 国民年金基金連合会                      | 確定拠出年金制度において、個人型年金における加入申出者等の資格確認及び納付確認の状況把握に関する事項 | 確定拠出年金業務<br>【確定拠出年金法第74条】                                                               | 確定拠出年金加入資格者の確定のため                                                                                                             | ○            | 年金局        | 三号               | ト |
| 独立行政法人福祉医療機構                   | 年金受給権を担保とする小口の融資に関する厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給権者記録     | 独立行政法人福祉医療機構法第12条                                                                       | 年金受給権を担保とする小口の融資に関する事務の円滑、かつ、能率的な運営を図るため                                                                                      | ○            | 年金局<br>社会局 | 三号               | ト |
|                                | 厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給権者記録                         | 独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2                                                                    | 承継年金担保の承継債権管理回収のため                                                                                                            | ○            | 年金局<br>社会局 | 三号               | ト |
| 企業年金連合会                        | 厚生年金保険の被保険者資格記録及び新規裁定者に係る年金受給者記録                   | 確定給付企業年金と厚生年金基金の間の移転業務<br>年金受給権者の死亡調査<br>【確定給付企業年金法第107条、第110条の2、第111条、第112条】           | ・確定給付企業年金が行う年金給付及び年金相談の事務を円滑に行うため<br>・企業年金連合会が行う責任準備金の算出に係る解散基金加入員とみなされた者に関する記録の整備<br>・解散基金加入員とみなされた者に係る裁定請求書の送付及び代行年金の受給権の確認 | ○            | 年金局        | 三号               | ト |
| 独立行政法人農業者年金基金                  | 国民年金の資格記録                                          | 農業者年金基金受給権者の業務<br>【独立行政法人農業者年金基金法第3条】                                                   | 農業者年金基金受給権者の生存確認の調査                                                                                                           | ○            | 年金局<br>農水省 | 三号               | ト |
|                                | 国民年金の資格記録                                          | 国民年金と農業者年金基金の被保険者記録の整合性確保<br>【独立行政法人農業者年金基金法第3条】                                        | 国民年金と農業者年金基金の被保険者記録の整合性確保                                                                                                     | ○            | 年金局<br>農水省 | 三号               | ト |
| 都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会 | 厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録                                | 地方議員加入期間と厚生年金保険加入期間（船員保険も含む）の重複確認業務<br>【地方公務員等共済組合法第161条の2、同法施行令第69条】                   | 地方議員加入期間と厚生年金保険加入期間（船員保険も含む）の重複確認のため                                                                                          | ○            | 総務省        | 三号               | ト |
| 各都道府県社会保険労務士会                  | 年金記録問題に関する年金相談に係る個人情報                              | 社会保険労務士による年金記録問題に係る年金相談                                                                 | 年金記録問題に係る年金相談に適切かつ円滑にするため                                                                                                     | ○            | 社保庁        | 三号               | ト |



| 提供先                                                                                    | 提供データ事項                           | 使用業務（根拠法令）                                                                  | 使用目的 | 基礎年金番号の提供の有無 | 担当部局       | 機構法第38条第5項各号での分類 |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------|--------------|------------|------------------|---|
| ドイツ保険者<br>・外国疾病金庫ドイツ連絡機関<br>・連邦職員保険庁<br>・ブラウンスヴィック州保険庁<br>・連邦鉱山保険組合<br>・海員金庫<br>・鉄道保険庁 | 適用証明書<br>届出書の回付及びその証明及び被保険者期間の証明  | ・社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律                | 同左   | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ㊦ |
| イギリス連絡機関<br>・内閣蔵入庁<br>・マウズ保健<br>・社会保障局・社会保障局<br>・ジャージ・雇用・社会保障局<br>・ガーンジー・社会保障局         | 適用証明書                             | ・社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律 | 同左   | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ㊦ |
| 韓国連絡機関<br>・国民年金管理公団                                                                    | 適用証明書                             | ・社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律                    | 同左   | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ㊦ |
| アメリカ連絡機関<br>・社会保障庁                                                                     | ・適用証明書<br>・届出書の回付・その証明及び被保険者期間の証明 | ・社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律                 | 同左   | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ㊦ |
| ベルギー連絡機関<br>・全国年金庁<br>・全国自営業者社会保険機構<br>・全国疾病障害保険機構<br>・船員救済福祉基金                        | ・適用証明書<br>・届出書の回付・その証明及び被保険者期間の証明 | ・社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律                  | 同左   | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ㊦ |
| フランス連絡機関<br>・欧州・国際社会保障連絡センター                                                           | ・適用証明書<br>・届出書の回付・その証明及び被保険者期間の証明 | ・社会保障に関する日本国とフランス共和国政府との間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律               | 同左   | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ㊦ |
| カナダ連絡機関<br>・人的資源・社会開発省国際運営課                                                            | ・適用証明書<br>・届出書の回付・その証明及び被保険者期間の証明 | ・社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律                     | 同左   | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ㊦ |
| オーストラリア連絡機関<br>・センターリンク                                                                | ・適用証明書<br>・届出書の回付・その証明及び被保険者期間の証明 | ・社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律                 | 同左   | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ㊦ |
| オランダ連絡機関<br>・社会保険銀行<br>・被用者給付制度機構                                                      | ・適用証明書<br>・届出書の回付・その証明及び被保険者期間の証明 | ・社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律                  | 同左   | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ㊦ |

| 提供先               | 提供データ事項                                                                      | 使用業務（根拠法令）                                                                                            | 使用目的                                                                     | 基礎年金番号の提供の有無 | 担当部局       | 機構法第38条第5項各号での分類 |   |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------|------------|------------------|---|
| チェコ連絡機関<br>・社会保障局 | ・適用証明書<br>・届出書の回付・その証明及び被保険者期間の証明                                            | ・社会保障に関する日本国とチェコとの間の協定<br>・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律                                               | 同左                                                                       | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ト |
| 株式会社日本政策金融公庫      | 年金支給内容に関する事項                                                                 | 三共済受給者（担保設定者）及び旧農林共済受給者における情報提供<br>〔株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第1条〕                                   | 年金を担保とする貸付の事務のため                                                         | ○            | 財務省        | 三号               | ト |
| 沖縄振興開発金融公庫        | 年金支給内容に関する事項                                                                 | 三共済受給者（担保設定者）及び旧農林共済受給者における情報提供<br>〔沖縄振興開発金融公庫法第19条〕                                                  | 年金を担保とする貸付の事務のため                                                         | ○            | 内閣府        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      | 年金支給内容に関する事項                                                                 | 併給調整対象年金調査、加給金調整調査<br>〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条〕                                                         | 併給調整対象年金調査、加給金調整調査のため                                                    | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      | 厚生年金保険の被保険者記録（現役役職員が対象）                                                      | ①適用事業所の合併等異動の特定（特例年金政令（平成14年政令第45号）第28条第3項）<br>②異動後の適用事業所に対して、特例業務負担金を告知（特例年金省令（平成14年農林水産省令第25号）第49条） | 特例業務負担金の徴収事務のため（同負担金は、標準報酬月額を元に計算）。                                      | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の円滑な実施のための事前準備に関する事項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の円滑な実施のための事前準備                                | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の円滑な実施に係る事前準備のため | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      | 失業保険等の受給状態に関する事項                                                             | 雇用保険受給による年金併給調整事務<br>〔厚生年金保険法附則第7条の4〕                                                                 | 雇用保険受給による年金併給調整のため                                                       | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      | 厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録（既裁定者が対象）                                                 | ①継続厚生年金期間を含めた既裁定年金の額改定（平成13年統合法附則第10条、第16条）                                                           | 統合前から引き続き農林漁業団体に勤務していた者に対する移行年金額の改定に当たり、厚生年金の被保険者資格を喪失状況を毎月チェックするため。     | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      |                                                                              | ②在職支給額の計算（平成14年経過措置政令（平成14年政令第44号）第14条第1項等）                                                           | 移行年金者が厚生年金の被保険者である場合の標準報酬月額に基づく在職支給額の計算、及び同資格を喪失した場合の在職支給停止の解除のため。       | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      |                                                                              | ③特例年金の額改定（平成13年統合法附則第44条第5項等）                                                                         | 特例年金額の改定に当たり、旧農林共済組合員期間と継続厚生年金期間を合わせて20年以上になったかどうかの確認のため。                | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      |                                                                              | ④特例年金の在職中停止（平成13年統合法附則第44条第9項等）                                                                       | 特例年金は厚生年金の被保険者である間支給停止となっているため。                                          | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      | 基礎年金番号疑重複情報                                                                  | 基礎年金番号訂正者の情報提供（平成13年統合法（法律第101号）附則第60条第2項）                                                            | 複数の基礎年金番号を保有する者について、基礎年金番号を統合するため。                                       | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合      | 既裁定者証番通知（新規裁定者証番）                                                            | ①新規裁定者の年金コード記録<br>②新規裁定者の移行年金証書の再発行（平成13年統合法附則第60条第2項）                                                | 移行年金証書の年金受給者への発行に当たり、厚生年金仕様の年金証書番号を印字するため。                               | ○            | 農水省        | 三号               | ト |

| 提供先                                      | 提供データ事項                          | 使用業務（根拠法令）                                                                                | 使用目的                                                | 基礎年金番号の提供の有無 | 担当部局       | 機構法第38条第5項各号での分類 |   |
|------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------|------------|------------------|---|
| 農林漁業団体職員共済組合                             | 既裁定者代用支払情報                       | 代用支払通知の作成と受給者への通知<br>（平成13年統合法附則第60条第2項）                                                  | 金融機関への振り込み不能により現金支払に変更された者に対して、他の金融機関での払出証書を発行するため。 | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合                             | 厚生年金保険の被保険者原簿（新規裁定者の原簿）          | ①被保険者原簿の収録と裁定・改定該当者等の抽出<br>②特例年金裁定のための請求書送付、既裁定年金の額改定処理<br>（平成13年統合法附則第60条第2項）            | 特例年金の請求指導、既裁定年金の額改定等の処理のため。                         | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合                             | 厚生年金保険の被保険者原簿（既裁定者の更新原簿）         | ①被保険者原簿の収録と失権、在職支給該当者等の抽出<br>②失権書類の送付、在職支給調整等処理<br>（平成13年統合法附則第60条第2項）                    | 失権処理、在職支給調整等の処理のため。                                 | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合                             | 既裁定者振込不能報告／取消情報                  | ①不能報告／取消情報の記録と該当者の出力<br>②振込不能者の確認と口座変更、解約等の処理<br>③振込明細（訂正／取消）作成と回付<br>（平成13年統合法附則第60条第2項） | 死亡による口座の閉鎖等により振込不能となった者の振込明細情報（訂正／取消）の作成のため。        | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 農林漁業団体職員共済組合                             | 年金支給内容に関する事項                     | 遺族年金受給にかかる年金併給調整事務<br>〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条〕                                             | 遺族年金受給にかかる年金併給調整のため                                 | ○            | 農水省        | 三号               | ト |
| 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 | 老齢厚生年金の加給年金額等                    | 社会保障協定特例法で定めらた加給年金額等の支給の調整<br>〔社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第15条、第34条、第93条〕              | 社会保障協定特例法で定めらた加給年金額等の支給の調整を行うため                     | ○            | 年金局<br>社保庁 | 三号               | ト |
| 地方公務員共済組合連合会                             | 介護特別徴収対象者記録                      | 介護特別徴収対象者の市町村への通知<br>〔介護保険法第134条〕                                                         | 特別徴収の対象となる年金との突合                                    | ○            | 総務省        | 三号               | ヘ |
|                                          | 国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者記録 | 国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者の市町村への通知<br>〔国民健康保険法第76条の4、高齢者の医療の確保に関する法律第110条〕            | 特別徴収の対象となる年金との突合                                    | ○            | 総務省        | 三号               | ヘ |
|                                          | 個人住民税の特別徴収対象者記録                  | 個人住民税の特別徴収対象者の市町村への通知<br>〔地方税法第321条の7の3〕                                                  | 特別徴収の対象となる年金との突合                                    | ○            | 総務省        | 三号               | ヘ |
| 財団法人地方自治情報センター                           | 本人確認情報の提供に関する事項                  | 住民基本台帳法第30条の7、第30条の10                                                                     | 同左                                                  | ○            | 総務省        | 目的内利用            |   |
| 朝ゆうちょ銀行                                  | 年金たる保険給付の支払にかかるデータ               | 年金受給者への年金の支払事務<br>〔予算決算及び会計令第42条の2、支出金事務規程第11条〕                                           | 受給者に対し厚生年金等の支払を円滑に行うため                              | ○            | 総務省        | 目的内利用            |   |

| 提供先                          | 提供データ事項                                                | 使用業務（根拠法令）                                                               | 使用目的                   | 基礎年金番号の提供の有無 | 担当部局 | 機構法第38条第5項各号での分類 |
|------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------|------|------------------|
| 日本銀行                         | 年金たる保険給付の支払にかかるデータ                                     | 年金受給者への年金の支払事務<br>〔昭和52年3月31日付蔵計第753号通知〕                                 | 受給者に対し厚生年金等の支払を円滑に行うため | ○            | —    | 目的内利用            |
| 財務省会計センター                    | 年金たる保険給付の支払にかかるデータ                                     | 年金受給者への年金の支払事務<br>〔予算決算及び会計令第42条の2、支出官事務規程第11条〕                          | 受給者に対し厚生年金等の支払を円滑に行うため | ○            | 財務省  | 目的内利用            |
| 社会保険診療報酬支払基金<br>一後期高齢者医療広域連合 | 75歳以上の認定解除された被扶養者<br>情報及び障害認定解除被扶養者情報                  | 高齢者の医療の確保に関する法律第99条<br>第2項、高齢者の医療の確保に関する法律<br>施行規則第116条                  | 同左                     | ×            | 保険局  | 被扶養者情報           |
| 厚生労働省労働基準局                   | 事業所情報（事業所名称、事業所所在地、<br>電話番号、適用年月日、被保険者数、社会保険統一事業所コード等） | 社会保険の適用事業所データと労働保険の<br>適用台帳データとの突合に必要な情報の<br>提供とその取扱に関する協定<br>(H14.3.25) | 労働保険の適用の適正化を図るため       | ×            | 基準局  | 事業所情報等           |

日本年金機構個人情報ガイドライン別表2

| 【法令に基づき提供する場合】           |                                                           |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 提供先                      | 根拠法令等                                                     |
| 裁判所                      | 刑事訴訟法第99条第2項に基づく証拠物の提出命令                                  |
| 検察官、検察事務官、司法警察職員及び都道府県警察 | 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項の照会                                |
| 検察官、検察事務官、司法警察職員及び都道府県警察 | 刑事訴訟法第218条第1項に基づく差押え                                      |
| 裁判所                      | 民事訴訟法第223条に基づく文書提出命令等                                     |
| 検察官及び検察事務官               | 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第71条第1項及び第2項による照会                |
| 警察官                      | 少年法第6条の5第1項による差押え                                         |
| 家庭裁判所                    | 少年法第15条による提出命令及び差押え                                       |
| 検察官及び司法警察員               | 国際捜査共助等に関する法律第8条第2項による差押え                                 |
| 検察官及び司法警察員               | 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第8条において準用する国際捜査共助等に関する法律第8条第2項による差押え  |
| 裁判所及び裁判官                 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第3項による提出命令、差押え及び照会 |
| 都道府県警察                   | 国際捜査共助等に関する法律第8条第2項に基づく差押え                                |
| 都道府県警察                   | 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第8条において準用する国際捜査共助等に関する法律第8条第2項に基づく差押え |
| 根拠法令に基づく照会を行った官公署        | 国税犯則取締法第1条第3項に基づく犯則事件調査関係事項の照会                            |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署    | 国税犯則取締法第2条に基づく捜索、差押え等                                     |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署    | 国税徴収法第141条に基づく質問及び検査                                      |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署    | 国税通則法第74条の2に基づく質問検査権                                      |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署    | 国税通則法第74条の3に基づく質問検査権                                      |

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 根拠法令に基づく質問検査等を行なった官公署 | 国税通則法第97条に基づく質問、検査等 |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行なった官公署 | 地方税法第155条に基づく質問検査   |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行なった官公署 | 地方税法第298条に基づく質問検査   |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行なった官公署 | 地方税法第353条に基づく質問検査   |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行なった官公署 | 地方税法第396条に基づく質問検査   |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行なった官公署 | 地方税法第588条に基づく質問検査   |
| 根拠法令に基づく質問検査等を行なった官公署 | 地方税法第707条に基づく質問検査   |
| 会計検査院                 | 会計検査院法第26条に基づく提出要求  |

### 【省令の規定に基づき提供する場合】

| 提供先                                | 提供データ事項                                                              | 使用業務（根拠法令）                                                                               | 使用目的                                   | 基礎年金番号の提供の有無 | 担当部局                                       | 機構法第38条第5項各号での分類 |   |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------|--------------------------------------------|------------------|---|
| 地方厚生（支）局                           | 事業所情報（事業所名、事業所所在地等）                                                  | 厚生年金基金等への情報提供の際の経由機関業務                                                                   | 厚生年金基金等への事業主に係る情報を提供するため               | ○            | 年金局                                        | 三号               | イ |
| 市町村（特別区を含む。）                       | 国民年金第1号被保険者に関するデータ                                                   | 法定受託事務及び自治事務<br>〔国民年金法第3条、国民年金法施行令第1条の2〕                                                 | 市町村が行う国民年金事務（法定受託事務および自治事務）の円滑な遂行のため   | ○            | 総務省                                        | 三号               | イ |
| 市町村（特別区を含む。）<br>（国民健康保険担当課）        | 国民年金被保険者原簿情報<br>第2号被保険者喪失情報<br>第1号・第3号被保険者資格喪失・訂正者情報<br>国民年金被保険者異動情報 | 国民健康保険の適用業務<br>〔国民健康保険法第113条の2〕                                                          | 国民健康保険の適用業務を行うため                       | ○            | 保険局                                        | 三号               | ハ |
| 市町村（特別区を含む）<br>（国民健康保険担当課）         | 国民健康保険短期証交付対象者情報<br>国民健康保険短期証除外対象者情報<br>（国民年金1号未納情報）                 | 国民健康保険法第9条第10項及び第113条の2                                                                  | 国民年金保険料の未納者に対する国民健康保険の短期被保険者証の交付       | ○            | 保険局                                        | 三号               | ハ |
| 年金被保険者たる各種共済組合<br>労働基準監督署          | 年金の支給内容に関する事項                                                        | 公的年金各法及び労働者災害補償保険法の規定に基づき制度間の給付調整<br>〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条、労働者災害補償保険法第15条、第16条の3、第18条等〕 | 公的年金各法及び労働者災害補償保険法の規定に基づき制度間の給付調整を行うため | ○            | 国共…財<br>地共…総<br>私学…文<br>農林…農<br>労働…基<br>準局 | 三号               | ホ |
| 事業主（船舶所有者及びその事務組合を含む。）             | 退職者の住所及び電話番号                                                         | 年金記録確認地方第三者委員会への年金記録の確認申立書の提出                                                            | 年金記録確認地方第三者委員会に年金記録の確認申立書の提出を行うため      | ×            | 社保庁                                        | 三号               | ト |
| 総務省行政評価局、管区行政評価（支）局、行政評価事務所、行政評価分室 | 年金記録確認のために必要な範囲内での記録                                                 | 年金記録の確認<br>〔年金記録確認第三者委員会令第7条〕                                                            | 年金記録確認地方第三者委員会における年金記録の確認のため           | ○            | 総務省                                        | 三号               | ト |

|                                               |                                       |                                               |                                          |   |     |       |   |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------|---|-----|-------|---|
| 市町村(特別区を含む。)<br>(介護保険担当課)                     | 公的年金給付の支給状況                           | 保険給付の支給要件及び保険料の決定の審査<br>〔介護保険法第203条〕          | 介護保険に係る保険給付の支給要件及び保険料の決定の審査を行うため         | × | 老健局 | 三号    | ト |
| 市町村(特別区を含む。)<br>(税務担当課)                       | 国民年金第1号被保険者等の保険料の納付状況                 | 保険料に係る社会保険料控除の適正化                             | 保険料に係る社会保険料控除の適正化を図るため                   | × | 財務省 | 三号    | ト |
| 都道府県<br>市(特別区を含む。)<br>福祉事務所を管理する町村<br>(家庭福祉課) | 公的年金給付の支給状況                           | 児童扶養手当の支給要件の審査<br>〔児童扶養手当法第30条〕               | 児童扶養手当の支給要件の審査を行うため                      | ○ | 雇児局 | 三号    | ト |
| 都道府県<br>(特別児童扶養手当・障害児福祉手当担当課)                 | 公的年金給付の支給状況                           | 特別児童扶養手当等の支給要件の審査<br>〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条〕 | 特別児童扶養手当等の支給要件の審査を行うため                   | × | 雇児局 | 三号    | ト |
| 税務署                                           | 国民年金第1号被保険者等の保険料の納付状況                 | 保険料に係る社会保険料控除の適正化                             | 保険料に係る社会保険料控除の適正化を図るため                   | × | 財務省 | 三号    | ト |
| 各都道府県後期高齢者医療広域連合                              | 高齢福祉年金受給者情報                           | 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付に関する事務          | 後期高齢者医療制度における高額療養費等の自己負担制度の判定に係る事務に必要なため | × | 保険局 | 三号    | ト |
| 各都道府県社会保険労務士会、社会保険労務士                         | 「ねんきん特別便」に関する相談事業に必要な範囲内での記録          | 「ねんきん特別便」に関する相談事業                             | 社会保険労務士の協力により実施する「ねんきん特別便」に関する相談事業の実施のため | ○ | 社保庁 | 三号    | ト |
| 市町村(特別区を含む。)<br>(担当課)                         | 「ねんきん特別便」(受給者名寄せ便)に「訂正なし」と回答又は未回答者の情報 | 「ねんきん特別便」(受給者名寄せ便)の回答勧奨                       | 未回答者等への電話又は訪問による記録の確認調査等を行うため            | ○ | 社保庁 | 三号    | ト |
| 市町村(特別区を含む。)<br>(国民年金担当課)                     | 国民年金被保険者原簿情報<br>第2号被保険者喪失情報           | 法定受託事務及び自治事務<br>〔地方自治法第2条〕                    | 国民年金の業務を行うため                             | ○ | 総務省 | 目的内利用 |   |
| 事業主(船舶所有者及びその事務組合を含む。)                        | 法令上、事業主が行うこととされている事務に係る記録             | 被保険者等の記録確認<br>〔厚生年金保険法第27条他〕                  | 事業主が被保険者等の記録を確認するため                      | ○ | 社保庁 | 目的内利用 |   |

| 【事業所情報等を提供する場合】           |                        |                                                                             |                             |              |      |                  |  |
|---------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------|------|------------------|--|
| 提供先                       | 提供データ事項                | 使用業務(根拠法令)                                                                  | 使用目的                        | 基礎年金番号の提供の有無 | 担当部局 | 機構法第38条第5項各号での分類 |  |
| 都道府県労働局<br>労働基準監督署        | 事業所情報(事業所名、労働者数等)      | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第43条の2                                                    | 労働保険の適用の適正化を図るため            | ×            | 基準局  | —                |  |
| 都道府県労働局<br>(労働者派遣事業監督担当課) | 事業所情報(事業所名、事業所所在地等)    | ・派遣元事業主等における社会保険の適用の適正化<br>〔労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条、第35条〕 | 派遣元事業主等における社会保険の適用の適正化を図るため | ×            | 安定局  | —                |  |
| 都道府県労働局<br>(労災補償担当課)      | 健康保険法に基づく給付を行わなかった者の記録 | 労災保険法に基づく保険給付の適正化<br>〔労働者災害補償保険法第1条〕                                        | 労災保険法に基づく保険給付の適正化を図るため      | ×            | 基準局  | —                |  |

|                    |                                                      |                          |                  |   |     |   |
|--------------------|------------------------------------------------------|--------------------------|------------------|---|-----|---|
| 都道府県労働局<br>労働基準監督署 | 事業所情報（事業所名、所在地、代表者名、適用年月日、全喪年月日、社会保険料の納入状況、滞納処分の有無等） | 賃金の支払の確保等に関する法律第12条の2第1項 | 未払賃金の立替払事業の遂行のため | × | 基準局 | — |
|--------------------|------------------------------------------------------|--------------------------|------------------|---|-----|---|



## 報告様式の記入方法について

1 ファイル 1 拠点で、1 年を通して使用します。各四半期の提出期限（例/第 1 四半期：6 月 30 日時点のもの⇒7 月 31 日が提出期限）までに、機構本部総務部特殊メールへお送りください。

※ 全様式の共通事項として、網掛け箇所（ ）のみ記入すること

## 1 個人情報保護に関する研修に係る報告について

## (1) 個人情報保護に関する研修実績（別紙 1 - 1）

## ア 役職員数の集計基準日

各四半期の末日（第 1 四半期は 6 月 30 日、第 2 四半期は 9 月 30 日、第 3 四半期は 12 月 31 日、第 4 四半期は 3 月 31 日）を集計基準日とする

## イ 県番号

一覧シートより該当する番号を記入

## ウ 役職員数

集計基準日における役職員の人数を、既存職員数・新規採用及び異動者（他拠点から異動してきた者）に分けて記入

## エ 受講不能者数

集計基準日における受講不能者について該当理由に応じて人数を記入

## オ 受講者数

集計基準日における研修受講者人数を記入

※ 受講者数の集計方法について、年度を単位とし、同一人が同一年度内に複数回研修を受講した場合であっても、受講者数は 1 とする（例：職員数 10 人の職場において全職員が二度研修を受講した場合であっても、受講者数は 10 人であり、20 人とはならない）

- 注）・集計基準日において職員が退職・異動等により、拠点内に在籍していない場合は、当該人数を差し引いて記入。
- ・第 2 四半期以降について、役職員には、既に今年度受講した人数は除き、未受講者のみ（休職等の受講不能者で未受講の者含む）を記入。
- ・配属先以外の拠点（研修センター、ブロック本部）で実施する採用職員研修で個人情報保護研修を受講している場合も、「新規採用・異動者（入）」欄の「役職員数」、「受講可能者数」、「受講者数」にカウントしてください。

(2) 個人情報保護研修未受講理由一覧表（別紙１－２）

- ア 年金事務所名  
年金事務所名を記入
- イ 未受講理由  
集計基準日における受講不能者以外の未受講者の未受講理由を具体的に記入  
※ 日程の不調など安易な理由の記入はしないこと
- ウ 未受講者数  
未受講理由に該当する未受講者数を記入
- エ 実施予定時期  
「〇〇月中に実施」又は「〇〇月〇〇日までに実施」など具体的な予定を記入

2 保有個人情報の外部への提供に係る報告について

(1) 本人の同意を必要としない場合（別紙２－１）

- ア 提供件数・提供人数  
該当する根拠法令に基づき提供を行った四半期分の合計件数及び人数を記入  
その他欄の提供件数及び人数については、内訳欄に記入した件数及び人数に限定せず、すべての提供件数及び人数を記入
- イ その他
  - ａ 根拠法令  
内訳欄には、その他欄の上にあらかじめ記載した根拠法令以外の法令に基づき提供を行ったもので、主に多かった根拠法令を記入
  - ｂ 提供件数・提供人数  
内訳欄の提供件数及び人数は a で記入した根拠法令に基づき提供を行った件数及び人数を記入

(2) 本人の同意を必要とする場合（別紙２－２）

- ア 提供件数・提供人数  
本人の同意書等の添付が必要となる単に法律上の根拠がある場合などの照会に基づき提供を行った四半期分の合計件数及び人数を記入  
その他欄の提供件数及び人数については、内訳欄に記入した件数及び人数に限定せず、すべての提供件数及び人数を記入
- イ その他
  - ａ 根拠法令  
内訳欄には、その他欄の上にあらかじめ記載した根拠法令以外の法令で、本人の同意書等が添付されていることにより提供を行ったものの主に多かった根拠法令を記入
  - ｂ 提供件数・提供人数  
内訳欄の提供件数及び人数は a で記入した根拠法令に基づき提供を行った件数及び人数を記入

# 記入例

H24年度

個人情報保護に関する研修実績

県番号 49

事務所名

総務部

ブロック本部

## <第1四半期>の記入例

当期末現在における当期中の新規採用者及び他拠点からの転入者を除く職員数をカウント

当期末現在における職員数(特定業務契約職員、アシスタント契約職員を含む。他の欄も同様)をカウント

当期末現在における当期中の新規採用者及び他拠点からの転入者数をカウント

【第1四半期(4月～6月)】

30人

※集計基準日＝6月30日 ※提出期限＝7月31日

|             | 役職員数 |    |      | 受講不能者数 |       |      |    |      | 受講可能者数<br>C (A-B) | 受講者数<br>D | 未受講者数 | 実施割合<br>D/C |
|-------------|------|----|------|--------|-------|------|----|------|-------------------|-----------|-------|-------------|
|             | 役員   | 職員 | 合計 A | 病気休暇   | 産休・育休 | 介護休暇 | 休職 | 合計 B |                   |           |       |             |
| 既存職員数       |      | 26 | 26   |        | 1     |      | 1  | 2    | 24                | 22        | 2     | 91.67%      |
| 新規採用・異動者(入) |      | 4  | 4    |        |       |      |    |      | 4                 | 3         | 1     | 75.00%      |
| 合 計         |      | 30 | 30   |        | 1     |      | 1  | 2    | 28                | 25        | 3     | 89.29%      |

◇研修の実施は、原則として第1四半期に行ってください。

## <第2四半期以降>の記入例

当期末における前期末の未受講者(当期中に未受講のまま転出した者を除く)、及び受講不能者をカウント(第3四半期以降も同様)  
(前期末未受講者3名－未受講のまま当期中転出者1名)

当期末における当期中の新規採用者及び当期中に未受講のまま転入した者をカウント(第3四半期以降も同様)

当期中に新たに受講不能となった者、引き続き受講不能な者をカウント(第3四半期以降も同様)

【第2四半期(7月～9月)】

31人

※集計基準日＝9月30日 ※提出期限＝10月31日

|             | 役職員数 |    |      | 受講不能者数 |       |      |    |      | 受講可能者数<br>C (A-B) | 受講者数<br>D | 未受講者数 | 実施割合<br>D/C |
|-------------|------|----|------|--------|-------|------|----|------|-------------------|-----------|-------|-------------|
|             | 役員   | 職員 | 合計 A | 病気休暇   | 産休・育休 | 介護休暇 | 休職 | 合計 B |                   |           |       |             |
| 既存職員数       |      | 4  | 4    |        | 2     |      |    | 2    | 2                 | 1         | 1     | 50.00%      |
| 新規採用・異動者(入) |      | 2  | 2    |        |       |      |    |      | 2                 | 2         |       | 100.00%     |
| 合 計         |      | 6  | 6    |        | 2     |      |    | 2    | 4                 | 3         | 1     | 75.00%      |

※役職員数には、既に今年度受講した人数は除き(他拠点で受講し異動してきた者も除く)、受講不能者を含めた未受講者のみを記入。期中退職者・異動者(出)は職員数から外して下さい。

H24年度

個人情報保護に関する研修実績

県番号

事務所名

【第1四半期(4月～6月)】

人

※集計基準日＝6月30日

※提出期限＝7月31日

|             | 役職員数 |    |      | 受講不能者数 |       |      |    |      | 受講可能者数<br>C (A-B) | 受講者数<br>D | 未受講者数 | 実施割合<br>D/C |
|-------------|------|----|------|--------|-------|------|----|------|-------------------|-----------|-------|-------------|
|             | 役員   | 職員 | 合計 A | 病気休暇   | 産休・育休 | 介護休暇 | 休職 | 合計 B |                   |           |       |             |
| 既存職員数       |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |
| 新規採用・異動者(入) |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |
| 合計          |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |

◇研修の実施は、原則として第1四半期に行ってください。

【第2四半期(7月～9月)】

人

※集計基準日＝9月30日

※提出期限＝10月31日

|             | 役職員数 |    |      | 受講不能者数 |       |      |    |      | 受講可能者数<br>C (A-B) | 受講者数<br>D | 未受講者数 | 実施割合<br>D/C |
|-------------|------|----|------|--------|-------|------|----|------|-------------------|-----------|-------|-------------|
|             | 役員   | 職員 | 合計 A | 病気休暇   | 産休・育休 | 介護休暇 | 休職 | 合計 B |                   |           |       |             |
| 既存職員数       |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |
| 新規採用・異動者(入) |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |
| 合計          |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |

※役職員数には、既に今年度受講した人数は除き(他拠点で受講し異動してきた者も除く)、受講不能者を含めた未受講者のみを記入。期中退職者・異動者(出)は職員数から外して下さい。

【第3四半期(10月～12月)】

人

※集計基準日＝12月31日

※提出期限＝1月31日

|             | 役職員数 |    |      | 受講不能者数 |       |      |    |      | 受講可能者数<br>C (A-B) | 受講者数<br>D | 未受講者数 | 実施割合<br>D/C |
|-------------|------|----|------|--------|-------|------|----|------|-------------------|-----------|-------|-------------|
|             | 役員   | 職員 | 合計 A | 病気休暇   | 産休・育休 | 介護休暇 | 休職 | 合計 B |                   |           |       |             |
| 既存職員数       |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |
| 新規採用・異動者(入) |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |
| 合計          |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |

※役職員数には、既に今年度受講した人数は除き(他拠点で受講し異動してきた者も除く)、受講不能者を含めた未受講者のみを記入。期中退職者・異動者(出)は職員数から外して下さい。

【第4四半期(1月～3月)】

人

※集計基準日＝3月31日

※提出期限＝4月30日

|             | 役職員数 |    |      | 受講不能者数 |       |      |    |      | 受講可能者数<br>C (A-B) | 受講者数<br>D | 未受講者数 | 実施割合<br>D/C |
|-------------|------|----|------|--------|-------|------|----|------|-------------------|-----------|-------|-------------|
|             | 役員   | 職員 | 合計 A | 病気休暇   | 産休・育休 | 介護休暇 | 休職 | 合計 B |                   |           |       |             |
| 既存職員数       |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |
| 新規採用・異動者(入) |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |
| 合計          |      |    |      |        |       |      |    |      |                   |           |       | #DIV/0!     |

※役職員数には、既に今年度受講した人数は除き(他拠点で受講し異動してきた者も除く)、受講不能者を含めた未受講者のみを記入。期中退職者・異動者(出)は職員数から外して下さい。

※  に入力すること。(それ以外は入力禁止)

※ 未受講者数の合計欄が「0」以外の場合は、必ず別紙1-2(未受講理由一覧)を作成すること。

※ 配属先以外の拠点(研修センター、ブロック本部)で実施する新規採用職員研修で個人情報保護研修を受講している場合も「新規採用・異動者(入)」欄の「役職員数」、「受講可能者数」、「受講者数」にカウントしてください。

**H24年度**

## 個人情報保護研修未受講理由一覽表

事務所名

### 【第1四半期(4月~6月)】

[illegible]

### 【第2四半期(7月～9月)】

[illegible]

**【第3四半期(10月～12月)】**

[illegible]

**【第4四半期(1月~3月)】**

[illegible]



H24年度 【第1四半期(4月～6月)】

【別紙2－1】

**保有個人情報の外部への提供**

年金事務所名

《本人の同意を必要としない場合》

| 根 拠 法 令                        | 提供件数 | 提供人数 |
|--------------------------------|------|------|
| 刑事訴訟法第99条に基づく証拠物の提出命令          |      |      |
| 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項の照会     |      |      |
| 国税徴収法第141条に基づく質問及び検査           |      |      |
| 所得税法第234条に基づく質問検査権             |      |      |
| 相続税法第60条に基づく質問検査               |      |      |
| 地方税法第155条、第298条及び第353条に基づく質問検査 |      |      |
| その他                            |      |      |
| (内訳)                           |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
| 合 計                            |      |      |

※その他の(内訳)については、主に多かった根拠法令及び提供件数を記入すること。  
したがって、「その他」の提供件数と(内訳)の件数は必ずしも一致させる必要はないこと。

※「提供件数」には件数を、「提供人数」にはトータル人数を記入すること。例えば、1つの照会元から5人分の依頼があったときは、提供件数1件、提供人数5名となる。

H24年度【第1四半期(4月～6月)】

【別紙2-2】

**保有個人情報の外部への提供**

年金事務所名

《本人の同意を必要する場合》

| 根 拠 法 令                                         | 提供件数 | 提供人数 |
|-------------------------------------------------|------|------|
| 弁護士法第23条の2に基づく報告の請求                             |      |      |
| 刑事訴訟法第279条に基づく公務所等に対する照会                        |      |      |
| 民事訴訟法第186条に基づく調査の囑託及び<br>第226条に基づく文書送付の囑託       |      |      |
| 家事審判規則第7条の2に基づく家庭裁判所調査官の事実調査及び<br>第8条に基づく調査の囑託等 |      |      |
| 生活保護法第29条に基づく調査の囑託及び報告の請求                       |      |      |
| 老人福祉法第36条に基づく調査の囑託及び報告の請求                       |      |      |
| その他                                             |      |      |
| (内訳)                                            |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
| 合 計                                             |      |      |

※その他の(内訳)については、主に多かった根拠法令及び提供件数を記入すること。  
したがって、「その他」の提供件数と(内訳)の件数は必ずしも一致させる必要はないこと。

※「提供件数」には件数を、「提供人数」にはトータル人数を記入すること。例えば、1つの  
照会元から5人分の依頼があったときは、提供件数1件、提供人数5名となる。

H24年度 【第2四半期(7月～9月)】

【別紙2－1】

**保有個人情報の外部への提供**

年金事務所名

《本人の同意を必要としない場合》

| 根 拠 法 令                        | 提供件数 | 提供人数 |
|--------------------------------|------|------|
| 刑事訴訟法第99条に基づく証拠物の提出命令          |      |      |
| 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項の照会     |      |      |
| 国税徴収法第141条に基づく質問及び検査           |      |      |
| 所得税法第234条に基づく質問検査権             |      |      |
| 相続税法第60条に基づく質問検査               |      |      |
| 地方税法第155条、第298条及び第353条に基づく質問検査 |      |      |
| その他                            |      |      |
| (内訳)                           |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
| 合 計                            |      |      |

※その他の(内訳)については、主に多かった根拠法令及び提供件数を記入すること。  
したがって、「その他」の提供件数と(内訳)の件数は必ずしも一致させる必要はないこと。

※「提供件数」には件数を、「提供人数」にはトータル人数を記入すること。例えば、1つの照会元から5人分の依頼があったときは、提供件数1件、提供人数5名となる。



H24年度 【第2四半期(7月～9月)】

【別紙2－2】

**保有個人情報の外部への提供**

年金事務所名

## 《本人の同意を必要する場合》

| 根 拠 法 令                                         | 提供件数 | 提供人数 |
|-------------------------------------------------|------|------|
| 弁護士法第23条の2に基づく報告の請求                             |      |      |
| 刑事訴訟法第279条に基づく公務所等に対する照会                        |      |      |
| 民事訴訟法第186条に基づく調査の囑託及び<br>第226条に基づく文書送付の囑託       |      |      |
| 家事審判規則第7条の2に基づく家庭裁判所調査官の事実調査及び<br>第8条に基づく調査の囑託等 |      |      |
| 生活保護法第29条に基づく調査の囑託及び報告の請求                       |      |      |
| 老人福祉法第36条に基づく調査の囑託及び報告の請求                       |      |      |
| その他                                             |      |      |
| (内訳)                                            |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
| 合 計                                             |      |      |

※その他の(内訳)については、主に多かった根拠法令及び提供件数を記入すること。  
したがって、「その他」の提供件数と(内訳)の件数は必ずしも一致させる必要はないこと。

※「提供件数」には件数を、「提供人数」にはトータル人数を記入すること。例えば、1つの  
照会元から5人分の依頼があったときは、提供件数1件、提供人数5名となる。

H24年度 【第3四半期(10月～12月)】

【別紙2-1】

**保有個人情報の外部への提供**

年金事務所名

《本人の同意を必要としない場合》

| 根 拠 法 令                        | 提供件数 | 提供人数 |
|--------------------------------|------|------|
| 刑事訴訟法第99条に基づく証拠物の提出命令          |      |      |
| 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項の照会     |      |      |
| 国税徴収法第141条に基づく質問及び検査           |      |      |
| 所得税法第234条に基づく質問検査権             |      |      |
| 相続税法第60条に基づく質問検査               |      |      |
| 地方税法第155条、第298条及び第353条に基づく質問検査 |      |      |
| その他                            |      |      |
| (内訳)                           |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
| 合 計                            |      |      |

※その他の(内訳)については、主に多かった根拠法令及び提供件数を記入すること。  
したがって、「その他」の提供件数と(内訳)の件数は必ずしも一致させる必要はないこと。

※「提供件数」には件数を、「提供人数」にはトータル人数を記入すること。例えば、1つの照会元から5人分の依頼があったときは、提供件数1件、提供人数5名となる。

H24年度【第3四半期(10月～12月)】

【別紙2-2】

**保有個人情報の外部への提供**

年金事務所名

《本人の同意を必要する場合》

| 根 拠 法 令                                         | 提供件数 | 提供人数 |
|-------------------------------------------------|------|------|
| 弁護士法第23条の2に基づく報告の請求                             |      |      |
| 刑事訴訟法第279条に基づく公務所等に対する照会                        |      |      |
| 民事訴訟法第186条に基づく調査の囑託及び<br>第226条に基づく文書送付の囑託       |      |      |
| 家事審判規則第7条の2に基づく家庭裁判所調査官の事実調査及び<br>第8条に基づく調査の囑託等 |      |      |
| 生活保護法第29条に基づく調査の囑託及び報告の請求                       |      |      |
| 老人福祉法第36条に基づく調査の囑託及び報告の請求                       |      |      |
| その他                                             |      |      |
| (内訳)                                            |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
| 合 計                                             |      |      |

※その他の(内訳)については、主に多かった根拠法令及び提供件数を記入すること。  
したがって、「その他」の提供件数と(内訳)の件数は必ずしも一致させる必要はないこと。

※「提供件数」には件数を、「提供人数」にはトータル人数を記入すること。例えば、1つの  
照会元から5人分の依頼があったときは、提供件数1件、提供人数5名となる。

H24年度 【第4四半期(1月～3月)】

【別紙2－1】

**保有個人情報の外部への提供**

年金事務所名

《本人の同意を必要としない場合》

| 根 拠 法 令                        | 提供件数 | 提供人数 |
|--------------------------------|------|------|
| 刑事訴訟法第99条に基づく証拠物の提出命令          |      |      |
| 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項の照会     |      |      |
| 国税徴収法第141条に基づく質問及び検査           |      |      |
| 所得税法第234条に基づく質問検査権             |      |      |
| 相続税法第60条に基づく質問検査               |      |      |
| 地方税法第155条、第298条及び第353条に基づく質問検査 |      |      |
| その他                            |      |      |
| (内訳)                           |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
|                                |      |      |
| 合 計                            |      |      |

※その他の(内訳)については、主に多かった根拠法令及び提供件数を記入すること。  
したがって、「その他」の提供件数と(内訳)の件数は必ずしも一致させる必要はないこと。

※「提供件数」には件数を、「提供人数」にはトータル人数を記入すること。例えば、1つの照会元から5人分の依頼があったときは、提供件数1件、提供人数5名となる。



H24年度 【第4四半期(1月～3月)】

【別紙2－2】

**保有個人情報の外部への提供**  
年金事務所名

《本人の同意を必要する場合》

| 根 拠 法 令                                         | 提供件数 | 提供人数 |
|-------------------------------------------------|------|------|
| 弁護士法第23条の2に基づく報告の請求                             |      |      |
| 刑事訴訟法第279条に基づく公務所等に対する照会                        |      |      |
| 民事訴訟法第186条に基づく調査の囑託及び<br>第226条に基づく文書送付の囑託       |      |      |
| 家事審判規則第7条の2に基づく家庭裁判所調査官の事実調査及び<br>第8条に基づく調査の囑託等 |      |      |
| 生活保護法第29条に基づく調査の囑託及び報告の請求                       |      |      |
| 老人福祉法第36条に基づく調査の囑託及び報告の請求                       |      |      |
| その他                                             |      |      |
| (内訳)                                            |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
|                                                 |      |      |
| 合 計                                             |      |      |

※その他の(内訳)については、主に多かった根拠法令及び提供件数を記入すること。  
したがって、「その他」の提供件数と(内訳)の件数は必ずしも一致させる必要はないこと。

※「提供件数」には件数を、「提供人数」にはトータル人数を記入すること。例えば、1つの  
照会元から5人分の依頼があったときは、提供件数1件、提供人数5名となる。